

令和6年第5回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和6年8月28日（水）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第50号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について

議第51号 見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金
交付要綱の制定について

議第52号 見附市第3子以降1・2歳児保育料無償化事業補助金交付要領の制定
について

議第53号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する
要綱の制定について

議第54号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する
要領の制定について

議第55号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評
価の承認について

議第56号 令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の
原案について

○出席者（4名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長 近 藤 芳 生

学 校 教 育 課 長 佐 藤 昌 弘

こ ど も 課 長 鈴 木 浩

市民部長兼まちづくり課長 遠 藤 拓 央

主幹兼こども課長補佐 橘 和 紀

教育総務課長補佐 岩 崎 済

学校教育課長補佐 宮 田 雅 仁

こども課長補佐 矢 澤 明 美

副主幹兼総務管理係長 山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和6年第5回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者4人であります。武田委員が欠席となります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「令和6年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告事項1「令和6年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」ご報告いたします。

小学校では新潟県平均、全国平均と比較し、国語で上回り、算数で下回りました。中学校では新潟県平均と比較し、国語で同等、数学で上回りました。全国平均と比較し、国語、数学で下回りました。

小学校の算数、中学校の国語で知識・技能、算数、数学の思考、判断、表現力の育成に課題が見られます。学校課題を明確にし、テーマを設定して研修を充実させてきた学校において成果が表れてきていることから、各校が自校の課題に正対した、具体的な授業改善を全校体制で継続的に推進していけるように市の研修と各校の研修を連動させていきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告2「わくわく体験塾について」を学校教育課長より報告願います。

教育部長

報告事項2「わくわく体験塾について」ご報告いたします。

平成17年度から実施し、学校・行政だけでなく、市内で活動している市民団体・個人・企業も講座の開設と運営に参加していただき今年で19回目となりました。

今年度の総講座数は178講座（前年度比34増）、参加者数は1,949人（前年度比28人増）でした。

内容としては、野菜工場でロボットが協働する様子の見学など、昨年度に引き続き、市内の企業からも積極的に関わってもらい、みつけJobチャレ教育の一環として、子どもたちにわくわく・ドキドキする体験活動を提供することができました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小倉委員

安定した事業になってるのかなと思うのですが、一部の方からの不満を耳にしました。今まで無料で参加できていた「わくわく体験塾」が有料になってしまい、中には千円など結構高額な参加費がかかるようになってしまった、ということを聞きました。

参加する児童の実費負担や、体験塾を開いてくださる主催者の方たちへの謝礼、全くのボランティアなのかなど参加費について教えてください。

学校教育課長

昨年度、この「わくわく体験塾」の補助のあり方について検討しました。

やはり受益者負担の考え方ということがまず第一にありますし、講座の参加費についてかなり差がありまして、できるだけ参加する人から負担いただくということで変更させてもらいました。

各講座を主催する方たちにつきましては、ほぼボランティア的なお願いをしているところでもあります。内容によっては、参加費が少し高額になっているところもあるようですので、そういった部分につきまして、参加するお子さんや、あるいは家族の負担が大きくなるように、今後もお願いしていきたいと思っております。

以上です。

小倉委員

負担の大きさに、今まで「あれもこれもやりたかった」という子どもたちが、その中から取捨選択をせざるを得ないというような、自分のお小遣いで参加できる程度の参加費でもないような講座もたくさんある気がします。

参加しづらくなったような雰囲気も少し伺えますので、その辺のところの補助の仕方や運営の仕方をもう一考してみる機会なのかなと思います。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告3「保育料の過誤徴収について」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告3「保育料過誤徴収について」説明いたします。

市町村の保育料は、国で定める基準額を限度として、定める仕組みとなっております。

しかし、見附市保育料規則で定める「保育料基準額表」の階層の一部で、国が定める基準額を上回る設定となっていたことが判明しました。

これにより、過誤徴収が生じていたため、過誤徴収分の返還を行います。

過誤徴収の中身ですが、所得に応じて定めている保育料のうち、D5階層とD8階層の部分が、国の定める額を上回る設定となっていました。

例えば、国の基準では、所得割額4万8,600円未満の人で、3歳未満児の保育標準時間の方は、国の基準で1万9,500円が上限となりますが、対応する市のD5階層は2万2,000円となっており、国の基準額を超えて徴収していた例がありました。

過誤徴収となった人は、D5階層のうち、市民税の所得割額が4万1,000円以上4万8,600円未満の方、D8階層のうち、9万円以上9万7,000円未満の方となります。

D8階層の3歳以上児については、国の基準を上回っていません。

なお、3歳以上児につきましては、国の施策で、令和元年10月から保育料が無償化となっているため、それ以降の期間は返還の対象とはなりません。

返還が生じる期間ですが、平成27年度から令和6年8月までの10年間です。

平成27年度に、子ども・子育て支援法の施行及び、国の基準額表の改定を受けて、見附市保育料規則を改定した際に誤りが生じたものです。

返還の対象となる児童数等ですが、対象児童数は556人、対象世帯数は446世帯、概算の返還額は925万6,000円です。

今後の対応について、地方自治法では5年の時効がありますが、平成27年度からの10年間、すべての期間の過誤徴収金を返還し、納付者の不利益を補填したい

と考えています。

10月を目途に、返還対象者に謝罪と返還手続きの案内を送付する予定です。

過年度分、平成27年度から令和5年度分の還付につきましては、保育料納付状況を確認後、指定口座へ還付します。認定こども園を利用の方などは申請手続きが必要となります。

令和6年度分につきましては、9月分以降の保育料で調整を行います。これについては、過年度分とは別に案内を保護者に送付します。

9月議会での補正予算が成立後、速やかに返還事務を実施したいと考えています。

また、議第55号の補正予算原案のところで事業別にご説明いたしますが、総額で返還金929万円、事務費14万円の予算を計上しています。

過誤徴収となった保護者の方に対しては大変申し訳なく思っており、心よりお詫び申し上げます。

再発防止に努めるとともに、誠意をもって返還事務を行いたいと考えております。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

「間違ったので直します」という説明ですが、間違っていたことはどうして分かったのですか。

こども課長

令和5年度について県の監査があり、その時に「少し超えていますが大丈夫ですか」というコメントをいただきました。そこで調査をしたところ発覚したという経緯です。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4「令和6年度 中学生海外派遣事業（中学生スタディーツアー i n ダナン）について」を市民部長より報告願います。

市民部長

報告4「中学生スタディーツアー i n ダナンについて」報告させていただきます。

この事業は、異文化に対する理解を深め、国際的な感覚を養うことを目的に、ベトナムダナン市へ中学生を派遣している事業です。

これまでコロナ禍でしたので、しばらく中止していましたが、このたび5年ぶりに再開いたしました。

この事業では、ダナン市での公式訪問先がいくつかあり、訪問先では中学生がベトナム語での自己紹介や見附市の紹介プレゼンテーション、そして日本の伝統的な遊びとして「かるた遊び」などをダナンの子どもたちと一緒に遊んで紹介し、現地の人たちの交流を深めました。他にも、3泊のホームステイを経験し、ホストファミリーとの交流を深めながら、より海外の生活文化を体験した内容でございます。

派遣日程は9日間で、派遣生は中学生10名ですが、今回5年ぶりの開催ということもありまして、20名以上の方から応募いただきました。しかし、予算の関係等もありまして、最大限の子どもたちを派遣するところで判断させていただき、10名とさせていただいたところです。

内容につきまして、派遣は8月6日に出発しておりますが、5月から月1・2回で事前学習会を開催し、全7回に渡って事前学習をした上でダナン市を訪問しております。公式訪問先としては、ダナン市外務局、タイソン中学校、ダナン外国語大学、さくら日本語センターの4つを訪問しました。

今後の予定としましては、9月4日（木）に事後学習会を行い、9月11日（水）の帰国報告会で、派遣中学生から自分がこの事業で得た成果を報告していただきたいと感じております。

私から子どもたちを見ても、行く前と帰ってきた後では、非常に逞しくなったと感じておりますし、わずかな期間かもしれませんが、確実に人間的に大きな成長を得たのではないかと感じています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

今回の派遣人数は、20名の応募があったが10名に絞って実施したという説明でしたが、20名から10名はどういう形で選定されたのか分かりませんが、男女割合のバランスは、色々考えた結果大半が女子だったということでしょうか。

市民部長

その通りです。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

議第50号、「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」、並びに
議第51号、「見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金

交付要綱の制定について」、及び議第52号、「見附市第3子以降1・2歳児保育料無償化事業補助金交付要領の制定について」の3案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第50号「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、子育て世帯の経済的負担の軽減策として、今年度から、市が実施する、「第3子以降1・2歳児保育料無償化」の実施にあたり、保育料を定める当該規則に対象児童を無料とする規定を設けるものです。

改正内容ですが、別表備考に、「同一世帯において18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」、いわゆる高校生年代までの子どもが3人以上いる場合、3人目以降の1・2歳児の保育料を無料とする規定を加えるものです。

附則におきまして、この規則は、令和6年9月1日から施行するものです。

続きまして、議第51号「見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱の制定について」説明いたします。

制定の理由ですが、第3子以降1・2歳児無償化事業を、認可外保育施設を利用する対象者にも適用するための要綱を定めるものです。認可外保育施設につきましては、市が保育料を定める仕組みではないため、保育料相当分を上限に補助対象者に補助金として交付するものです。

条文の中身ですが、第1条で目的を、第2条で定義を、第3条と4条で補助対象児童及び補助対象者を、第5条で「補助金額は、見附市保育料規則で定める金額を限度とする」旨を、第6条から第9条において交付の手続きを定め、第10条で、その他必要な事項は市長が別に定めるとしております。

附則においてこの要綱は、令和6年9月1日から施行するものです。

続きまして、議第52号「見附市第3子以降1・2歳児保育料無償化事業補助金交付要領の制定について」説明いたします。

制定の理由ですが、見附市第3子以降1・2歳児保育料無償化につきましては、議第50号で説明いたしました「見附市保育料規則」の改正及び議第51号で説明いたしました「見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱」の制定により、令和6年9月以降の対象児童の保育料を無料といたしますが、令和6年4月から8月分の保育料についても相当分を保護者に補助金として交付することで、対象者の令和6年度分からの保育料を実質無償化したいものです。

条文の中身ですが、第1条で目的を、第2条で定義を、第3条で補助対象児童を、第4条で「補助金の額は、補助対象児童に係る保育料相当額とする」旨を、第5条で「補助対象期間を令和6年4月1日から令和6年8月31日まで」とする旨を定めています。第6条から第9条において交付の手続きを定め、第10条で、その他必要な事項は市長が別に定めるとしております。

附則においてこの要領は、令和6年9月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本3案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第53号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」及び、議第54号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」の2案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第53号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、新潟県の「ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領」の一部改正に伴い、本要綱の改正が必要となりました。

改正の中身ですが、別表を改め、入院時生活療養費標準負担額の助成額を改めるものです。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の規定は、令和6年6月1日から適用するものです。

続いて、議第54号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、新潟県の「ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領」の一部改正に伴い、本要綱の改正が必要となりました。

改正の趣旨ですが、入院時生活療養費標準負担額の助成額を改めるにあたり、別記第6号様式の4「県親医療助成申請書（入院時生活療養費用）」を改正するものです。

附則において、この要領は、公布の日から施行し、改正後の見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の規定は、令和6年6月1日から適用するものです。

また、この要領の施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間これを使用できるものとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第55号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の承認について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第55号「教育委員会の点検と評価の承認について」説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、別紙報告書を作成しましたので、ご承認をお願いするものです。

法第26条第2項では、点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、8月9日に教育行政評価委員会（旧第三者評価委員会）を開催し、意見を聴取しております。

別冊の「教育委員会の点検及び評価」について説明いたします。

「見附市教育大綱概要図」の基本理念であります、「ふるさと見附を愛する子どもの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」の下、4つの基本施策、そのもとに推進する9つの主要施策と、31の主要事業に分類され、各種具体事業が実施されています。

「評価一覧」では、主要施策のもとに推進する主要事業の中から、当該年度に実施した具体事業を点検評価の対象としています。評価を行った主要事業が網掛け（黄色）の箇所です。その右側には評価シートの番号と評価結果を記載してあります。

「評価シート」については、個々の内容の説明は省略させていただきますが、施策・事業の目的や目標、執行の状況及び成果、今後の方針等について、教育行政評価委員からの意見を掲載しています。

今年度の評価対象10項目のうち評価Aが6項目、評価Bが4項目でした。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小林委員

これは今まで度々話題になっていたと思いますが、せっかく評価していただくのであれば、例えば今年であれば「確かな学力の向上」は、評価項目から外されてるわけですが、一方、3項目のうち2項目は扱いましょうという形で、段取り上はそのような方法で評価することになっている、という説明だった気がしますが、せっかくですので、外した項目も評価に入れた方が良いのではないかなと思いますが、

いかがでしょうか。

教育部長

評価する項目につきましては、3年間で大体全部の項目を網羅するように選定しております。

例えば、今年度で言えば「確かな学力の向上」の大項目については、昨年度で評価をしていますのでバランスを取る都合上、今年度は外してあります。できるだけ全部の項目から選びたいと思っておりますので、次年度以降調整しながら、また評価・点検していきたいと考えております。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案の通り承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第56号「令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長・教育部長の順に説明を求めます。

こども課長

議第56号「令和6年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案

について」こども課関係部分を説明いたします。

3 款民生費 2 項 1 目、児童福祉総務一般経費 1 4 万円の増額は、保育料過誤徴収に伴う、返還手続きに係る事務経費を計上するものです。

3 款 2 項 2 目、公立保育所運営事業 3 0 9 万円のうち、2 0 万円は、「第 3 子以降 1・2 歳児保育料無償化事業」を実施するにあたり対象者を特定した結果、4 月から 8 月の保育料相当分を補助する額が当初予算では不足することが分かったため、補助金の不足分を、2 8 9 万円は、保育料過誤徴収に伴う、過年度分の返還金を計上するものです。

3 款 2 項 2 目、私立保育所運営事業 3 6 7 万円のうち、2 3 万円は、「第 3 子以降 1・2 歳児保育料無償化事業」を実施するにあたり、補助金の不足分を、3 4 4 万円は、保育料過誤徴収に伴う、過年度分の返還金を計上するものです。

3 款 2 項 2 目、認定こども園・小規模保育施設運営事業 3 6 9 万円のうち、1 6 0 万円は、第 3 子以降 1・2 歳児保育料無償化事業を実施するにあたり、補助金の不足分を計上し、2 0 9 万円は、保育料過誤徴収に伴う、過年度分の還付金を計上するものです。

3 款 2 項 2 目、広域入所委託事業費 2 1 万円は、保育料過誤徴収に伴う、過年度分の返還金を計上するものです。

なお、必要経費や見積額のさらなる精査と、歳入を減ずる補正もあるため、報告事項 3 でお伝えした金額と本原案の合計では差異が生じております。

こども課分は以上となります。

教育総務課長

続いて教育総務課分を説明します。

1 0 款 6 項 3 目、学校給食費 1 7 4 万円の増額であります。最近の米価高騰を受け、令和 6 年度産米の価格改定と米粉パンおよび米粉麺の価格改定に伴う増額分

を支援することで給食の水準を維持するとともに子育て世代への負担軽減を行うため補助金の増額をお願いするものであります。

内訳としては、米価高騰分が146万8千円、米粉価格改定分が27万2千円、計174万円です。なお財源としては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしています。

10款6項4目、給食センター運営費569万8千円の増額であります。名木野小学校長寿命化改良工事に伴い、給食を搬入出するプラットホームや配膳スペースが使用できなくなるため、児童玄関に配送ワゴンを積み下ろし可能なリフト付き配送車を配備するための委託費の増額をお願いするものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小林委員

名木野小学校の「リフト付き配送車」を追加配備する必要があるため、ということですが、この金額は配送車そのものを手当するということでしょうか。それともレンタルやリースを組んでいく、ということでしょうか。

教育部長

給食の配送につきましては全部委託しております。車から降ろす作業について、リフト車は「パワーゲート」という電動でリフトが下りるため、多少時間がかかるということで、配送時間に間に合わせるためには、別立てで配送車を1台用意する必要があるということで、その人件費や運送する経費を含めてこの金額になっております。

教 育 長

他に、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案の通り承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和6年第5回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時40分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉 美砂子